

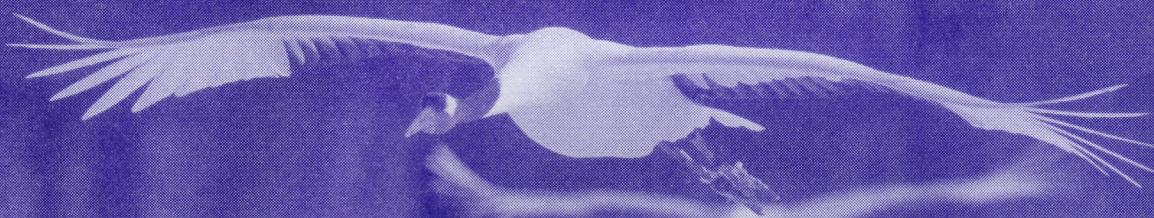
— 経営・労務管理のエキスパート —

# 事務所ニュース

労働保険事務組合  
第一労務協会  
京都市西京区嵐山宮ノ北町8番18  
TEL. (075) 864-3336  
FAX. (075) 864-3367  
〒616-0025

社会保険労務士 光木事務所

賀春



2012

1

2012年の年頭に当たり、貴社の発展を祈念いたします。  
長びく不況に政府は昨秋、景気浮揚政策の一環として、円高の痛みの緩和やリスクに負けない強じんな経済の構築、円高メリットの徹底活用を柱とする総合対策を閣議決定。これに基づき、あらゆる手段を講じて景気回復を目指す（23年11月日本経済新聞）としています。

この施策結果を期待するとともに、本年も人事労務管理に一層努めて参ります。変わらぬご交誼をお願い申し上げます。

# 休業手当等の端数処理

**知つて得する**



休業手当の計算ベースとなるのは平均賃金ですが、その計算方法は労基法第12条に規定されています。法定のルールどおりに計算すると、小数点以下の端数が発生します。端数の処理方法も、通達で明確に定められているので、確認しておきましょう。1円のミスでも、法違反に変わりありません。

## 賃金実務

東日本大震災の余波で、震災地域以外でも操業に支障の生じた企業が少なくありませんでした。休業・時短を実施すれば、休業手当（労基法第26条）の支払いの問題が生じます。

休業手当をはじめとして、実務の様々な場面で「平均賃金」が登場します。

・解雇予告手当（労基法第20条）

・年休の賃金（通常の賃金、標準報酬日額のほか、平均賃金によることも認められます。同第39条第7項）

・休業補償（同第76条）

・減給の制裁（同第91条）

が生じます。

たとえば、事由発生日以前3カ月の状況が次のとおりだったしま

満の端数をそのまま支払うことはできません。

月の状況が次のとおりだったしま  
10月分（31日）の賃金……30万1  
11月分（30日）の賃金……31万5  
12月分（31日）の賃金……32万9  
1・782円

平均賃金を計算すると、  
94万5924円 ÷ 92日 = 1万28  
3万845円

ちょっと紛らわしいのが、労災保険の扱いです。労災保険の給付基礎日額は「1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする」と規定されています（労災保険法第8条の5）。ですから、同じ例を使って「給付基礎日額」を計算すると、1万282円となります。

これをベースに、5日分の休業補償給付（給付基礎日額の60%）を計算すると、次のとおりとなります。

事由発生日以前3カ月間の賃金総額をその期間の総日数で除して算

## 平均賃金は「錢単位」

出します。

各月に支払った賃金は、時間外割増等の各種手当も含め、1円単

位で合計します。3カ月間の総日数は、89日～92日となります。ですから、総賃金を総日数で割れば、ほとんどの場合、1円未満の端数

この場合、「錢位未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てる」（昭22・11・5基発第232号）というルールが定められています。つまり、平均賃金は1

万281円78銭となります。平均賃金を錢単位で定めても、1円未

1万282円 × 60% × 5日 = 3万846円